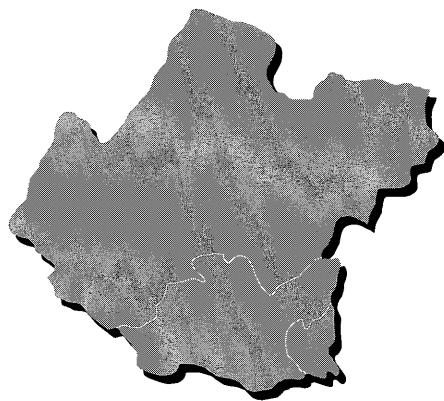




広報 峡北

No. **43**

平成 28 年 8 月

峡北広域行政事務組合 発行
山梨県韮崎市本町四丁目 9-48
☎ 0551-22-3311 編集／総務課
URL <http://www.kyohoku-koiki.jp/>



社会科見学 韮崎市立穂坂小学校 4 年生の皆さん

火災・救急・救助の出場件数（平成27年1月～12月）

火災件数

66件

建 物 28件
林 野 9件
その他 29件
(車両、その他)
死 者 1名
負傷者 3名
損害額 106,847千円

救急件数

4,408件

急 病 2,822件
交 通 413件
一般負傷 743件
そ の 他 430件
搬送人員 4,120名
救命センター搬送 209名
山梨県ドクターヘリ搬送 47名

救助件数

64件

交通事故 39件
水難事故 1件
機械事故 4件
そ の 他 20件



2016年度 全国統一防火標語 **消しましょう その火 その時 その場所で**

平成28年度当初予算額

33億7,086万5千円

峡北広域行政事務組合告示第4号

地方自治法第243条の3及び峡北広域行政事務組合財政公表条例に基づき、峡北広域行政事務組合の財政状況を次のとおり公表する。

平成28年6月20日 峡北広域行政事務組合 代表理事 内藤 久夫

財政状況の公表

平成28年度峡北広域行政事務組合当初予算が3月定例議会において可決されました。

当組合の財政は、一般会計とそれぞれの目的に応じた3つの特別会計で構成されており、一部の使用料・手数料を除き、そのほとんどが組織市からの負担金で賄われています。

●一般会計

組合全体の運営に関する経費です。

●常備消防特別会計

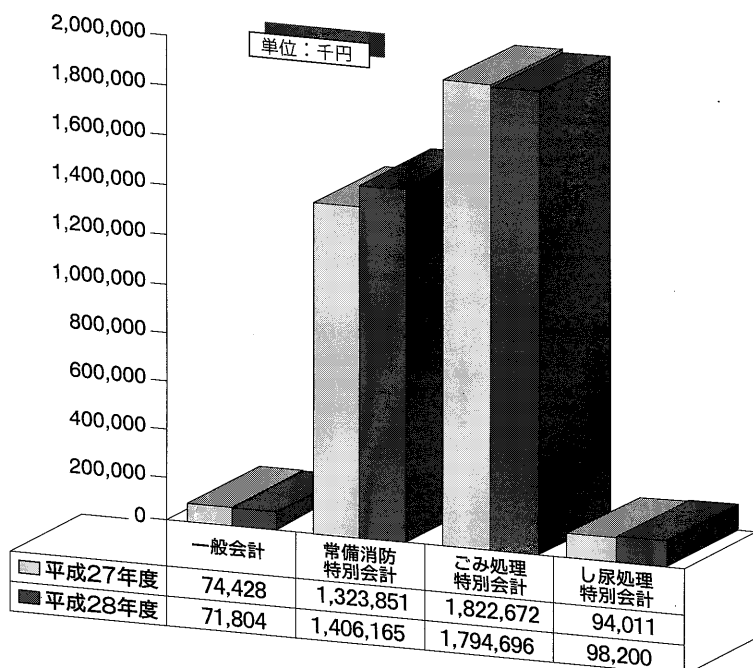
消防車や救急車の運行、また防火・防災及び庁舎建設に関する経費です。

●ごみ処理特別会計

可燃物や不燃物、粗大ごみなどの処理経費及び施設の維持管理に関する経費です。

●し尿処理特別会計

し尿の浄化処理経費及び施設の維持管理に関する経費です。



会計別市別負担金の状況

(単位：千円)

会計名	負担金額				公債費償還に係る 普通交付税算入分
	合計	荏崎市	北杜市	甲斐市	
一般会計	71,194	21,059	34,066	16,069	—
常備消防特別会計	1,205,602	345,551	699,795	160,256	24,166
ごみ処理特別会計	1,151,613	336,727	451,082	363,804	298,076
し尿処理特別会計	85,607	37,338	20,079	28,190	—
合計	2,514,016	740,675	1,205,022	568,319	322,242

地方債残高の状況

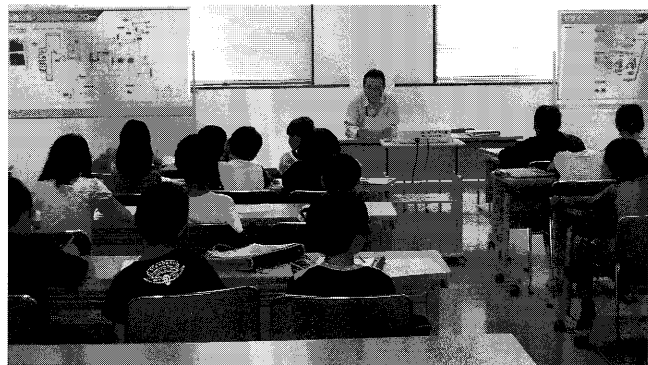
(単位：千円)

会計名	平成26年度末残高	平成27年度		平成27年度末残高
		発行額	償還元金額	
常備消防特別会計	945,228	76,600	11,566	1,010,262
ごみ処理特別会計	1,696,447	0	616,116	1,080,331
合計	2,641,675	76,600	627,682	2,090,593

小学校4年生が社会科見学

～エコパークたつおか(峡北広域環境衛生センター)～

今年度も、当センターに元気いっぱいの小学校4年生が社会科見学に訪れています。



自分たちが排出するごみが、どのように処理されているか学習し、学校や家庭で役立てていただければと思います。

平成27年度排ガス測定及び大気環境中のダイオキシン類測定結果

当センターは、環境にやさしく安全な焼却施設として、地域から排出されたごみを適正に処理するとともに、地元のみなさまとの公害防止協定を厳守し、環境保全の推進に努めております。

平成27年度の検査結果は次のとおりです。

1 ばい煙

項目	単位	大気汚染 防止法 規制値	公害防止 協定 基準値	検 査 結 果			
				第1回(8月24日) (第1系炉)	第1回(8月21日) (第2系炉)	第2回(12月22日) (第1系炉)	第2回(12月22日) (第2系炉)
ばいじん量	g/m ³ N	0.08	0.02	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満
硫黄酸化物	ppm	54	20	6	4	2未満	2
窒素化合物	ppm	250	100	55	56	50	58
塩化水素	ppm	430	100	63	54	27	18

※塩化水素=平成27年度の基準値は25ppm⇒100ppmです。

2 ダイオキシン類

項 目	単 位	ダイオキシン法規制値	公害防止協定基準値	検 査 結 果	
				第1回(8月24日) (第1系炉)	第1回(8月21日) (第2系炉)
ダイオキシン	ng-TEQ/m ³ N	1.0	0.10	0.0015	0.0013

(調査機関 (株)環境計量センター山梨検査所)

■ 平成27年度情報公開・個人情報保護制度に基づく開示状況について ■

情報公開条例及び個人情報保護条例に基づく公文書及び個人情報の開示状況は次のとおりです。 請求件数1件 開示件数1件

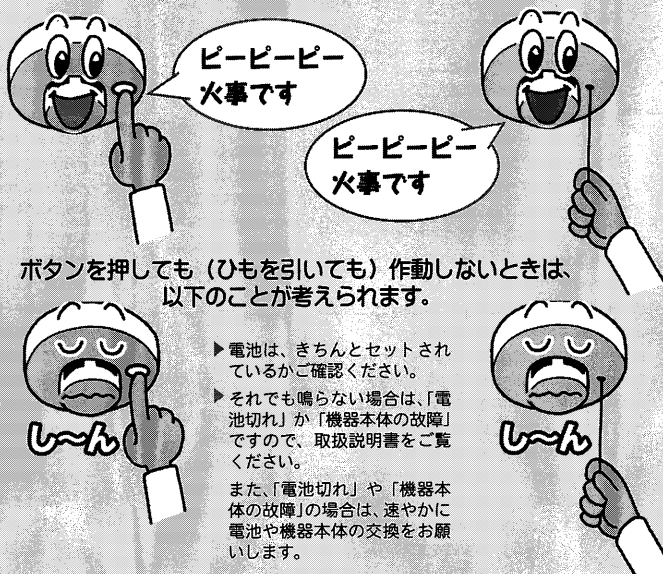
あなたを守る！家族を守る！

住宅用火災警報器 ～日頃の点検と使用期限～

平成23年からは、すべての住宅（一般家庭）に住宅用火災警報器の設置が義務付けられています。「逃げ遅れ」を防止するため、日頃の点検も行いましょう。

火災警報器が…

正常なら以下のように鳴ります。



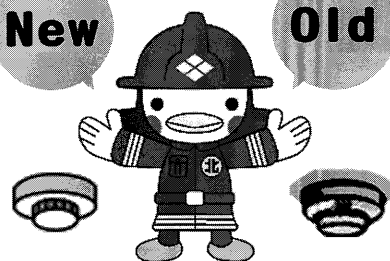
いざという時のために…

定期的に、住宅用火災警報器の警報音を聞いてみましょう！



New

Old



住宅用火災警報器は、
⑩年を目安に交換を
おすすめします！

携帯電話からの119番 ～局番なしで119～

携帯電話から119番通報は、どこからでも通報できるという利点がある反面、通報場所の特定に時間を要する場合があります。



- ① 通報の種類（火事、救急、救助など）を伝えてください。
- ② 通報場所の住所と携帯電話番号を伝えてください。
- ③ 住所などが分からない場合は、付近の交差点・電柱に書かれた地番、店舗や施設の名称を伝えてください。
- ④ 通報地点を管轄しない消防本部に通報がつながった場合、通報地点を管轄する消防本部（実際に救急車や消防車が出動する消防本部）へ、119番通報の転送（つなぎ替え）が行われます。
管轄消防本部につながるまで電話を切らずにお待ちください。
- ⑤ 通報後、しばらくの間は電源を切らずに、現場の近くの安全な場所にいてください。